

VI 令和6年度宮城県立支援学校高等学園等入学者選考要項

第1 学校名、学科名、修業年限及び募集定員

学 校 名	学 科	修業年限	募集定員
岩 沼 高 等 学 園	産 業 技 術 科	3	40
岩 沼 高 等 学 園 川 崎 キ ャ ン パ ス	産 業 技 術 科	3	8
小 牛 田 高 等 学 園	普 通 科	3	24
女 川 高 等 学 園	産 業 技 術 科	3	24
秋保かがやき支援学校高等部	産 業 技 術 科	3	32

第2 第一次募集（高等学園等）

1 出願資格

県立高等学園等に出願できる資格を有する者は、令和6年度宮城県立特別支援学校高等部・専攻科及び支援学校高等学園等入学者募集要項（P37参照）に定めるところによる。

2 併願の不可

出願できる県立高等学園等是一个の学校に限るものとする。また、県立特別支援学校高等部との併願は認めない。

なお、出願した県立高等学園等に合格した場合は、公立高等学校への出願は認めない。

3 出願手続

- (1) 出願に必要な書類は、志願先の県立高等学園校長等が交付する。
- (2) 志願者は、出願に必要な書類を志願先の県立高等学園校長等に請求する。
- (3) 志願者は、入学願書及び県立高等学園校長等が指定した書類を、出身学校長に提出し、出身学校長は志願先の県立高等学園校長等に提出する。

なお、出願書類の提出を郵送により行う場合は、封筒に「入学願書在中」と朱書の上、受検票送付用封筒1通(志願先の県立高等学園校長等が指定する大きさの封筒に簡易書留速達郵便料金分の切手を貼付し、出身学校長名、住所、郵便番号等を明記したもの。)と併せて、志願先の県立高等学園校長等に送付すること。

- (4) 出願書類を受理した県立高等学園校長等は、出願者の出身学校長に対して、出願者の受検番号を付した受検票を送付する。出願者は、出身学校長から受検票を受け取る。
- (5) 出願に係る手数料は、徴収しない。
- (6) 志願先の県立高等学園等において受理した書類(受検票送付用封筒、切手等を含む。)は、出願の取消等があっても返還しない。

4 出願期間

- (1) 出願期間は、令和6年度宮城県立特別支援学校高等部・専攻科及び支援学校高等学園等入学者募集要項に定めるところによる。
- (2) 受付時間は、土曜日、日曜日を除く、午前9時から午後4時までとする。

5 県外からの出願

(1) 出願資格と出願承認の申請

- イ 知的発達が遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度の者。
- ロ 他の都道府県に住所を有する者で、他の都道府県の中学校、義務教育学校、特別支援学校中学部を卒業した者若しくは令和6年3月卒業見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了若しくは令和6年3月修了見込みの者。

上記のイ及びロに該当し、やむを得ない理由（下記）により本県の県立高等学園等に入学を志願しようとする者は、出身学校長を経て出願承認のための書類を志願先の県立高等学園校長等に提出し、承認を得なければならない。

記

「やむを得ない理由」

1 住所の異動によるもの

- (1) 保護者の転勤等に伴う一家転住によって住所を異動せざるを得ない場合
- (2) その他、特別な家庭の事情によって住所を異動せざるを得ない場合
承認に当たっては、異動の事由を客観的に証明する次のいずれかの書類が提出されている者に限り、それらを資料として判断することとし、提出されない場合は承認しない。

イ 住所に関する証明書

社宅等の入居証明書、家屋の賃貸契約書、持家の登記簿謄本、建築確認通知書の写し等のいずれか

ロ 転勤、在勤等を証明する書類

2 その他

本県の県立高等学園等に就学することが、特にやむを得ないと認められる合理的事由がある場合

(2) 提出書類と出願承認手続（以下、秋保かがやき支援学校の場合は、特別支援学校高等部の様式とする。）

イ 出願承認のための提出書類は、次のとおりとする。

- (イ) 県外からの宮城県立支援学校高等学園出願承認願（様式第1号）
- (ロ) 本県の支援学校高等学園等に入学を志願する理由を証明する書類

ロ 出願承認手続の受付期間は、令和5年11月14日（火）から令和5年12月8日（金）まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）とする。

なお、出願承認手続は、遅滞なく行うこと。

ハ 県立高等学園校長等は、県外からの宮城県立支援学校高等学園出願承認願（様式第1号）を申請した者について審査の上、その理由が特にやむを得ないと認めるときは、志願者の出身学校長に対して、県外からの宮城県立支援学校高等学園出願承認書（様式第2号）を交付する。

ニ 県立高等学園等について出願の承認を受けた者は、出願に際して、県立高等学園校長等から交付された県外からの宮城県立支援学校高等学園出願承認書（様式第2号）を出願書類に添え、出身学校長を経て志願する県立高等学園校長等に提出する。

6 出願の取消

出願者が出願を取り消す場合は、宮城県立支援学校高等学園出願取消し届（様式第3号）により出身学校長を経て、速やかに出願先の県立高等学園校長等に届け出るとともに、受検票を返還する。

7 追検による選考の実施

- (1) 第一次募集選考日当日に各県立高等学園等で実施する共通学力検査及び諸検査等をやむを得ない事由により受検できなかった者に対する受検機会の確保のために、追検による選考を実施する。
- (2) 追検による選考は、第一次募集選考日当日に共通学力検査及び諸検査等を欠席した者で、次のいずれかに該当する者を対象として実施する。
 - イ インフルエンザ等の感染症等の罹患者及びその症状のある者。
 - ロ その他やむを得ない事由のある者。
- (3) 第一次募集選考日当日において、共通学力検査のうち一教科でも受検した場合には、追検による選考を認めない。
- (4) 追検による選考における共通学力検査及び諸検査等は、第一次募集選考に準じて実施する。
- (5) 実施上の手続は以下のとおりである。
 - イ やむを得ない事由により共通学力検査及び諸検査等を受検できなくなった受検生は、在籍する出身学校長へ速やかに連絡する。
 - ロ 当該出身学校長は、追検による選考の必要があると認めた場合には、選考日当日の午後4時まで、出願先の県立高等学園校長等へ電話等で連絡する。
 - ハ 当該出身学校長は、令和6年1月12日（金）午後5時まで、追検による選考申請書（様式第7号-1）に証明書類等を添付し、出願先の県立高等学園校長等へ持参または郵送する。
 - ニ 申請書及び証明書類等（以下申請書類という。）を受理した出願先の県立高等学園校長等は、申請書類を審査の上、追検による選考の承認の可否を判断し、速やかに当該出身学校長宛てに追検による選考受検許可証（様式第7号-2）を送付する。
 - ホ 追検による選考を認められた出願者は、追検による選考当日、受検票及び追検による選考受検許可証（様式7号-2）の写しを受付で提示し受検する。
 - ヘ 追検による選考に係る書類の送付については、事態の緊急性に鑑み、まずFAX等で送付し、その後、速やかに持参または郵送することとする。

8 選考期日及び合格者の発表

- (1) 下記の期日に選考を行う。
 - イ 第一次募集における共通学力検査及び諸検査等は、令和6年1月11日（木）に実施する。
 - ロ 追検による選考における共通学力検査及び諸検査等は、令和6年1月16日（火）に実施する。
- (2) 合格者の発表は、令和6年1月19日（金）午後3時に各県立高等学園等において受検番号によって行う。

なお、結果に係る通知書の郵送を希望する出身学校長は、結果通知用封筒1通（出願先の県立高等学園校長等が指定する大きさの封筒、簡易書留速達郵便料金分の切手を貼付し、出身学校長名、住所、郵便番号等を明記したもの。）を出願先の県立高等学園校長等に送付すること。

第3 第二次募集（高等学園等）

1 第二次募集の実施

- (1) 合格者が募集定員に満たない学科について、第二次募集を行う。
- (2) 第二次募集を行う学校の出願期間、選考方法及び合格者の発表日については、別に定め公表する。

2 出願資格

第二次募集に出願できる者は、令和6年度宮城県立特別支援学校高等部・専攻科及び支援学校高等学園等入学者募集要項に定めるところによる者のうち、以下のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本県の県立支援学校高等学園及び県立特別支援学校高等部(知的障害)の第一次募集を受検し合格していない者又は本県の県立支援学校高等学園等の第一次募集に出願したが、病气や不慮の事故等で受検できなかった者。
- (2) 県外からの出願承認期間以降に、やむを得ない事由により県外から一家転住してきた者で、県外の特別支援学校への入学意思がないことが確認できる者。

3 出願制限

- (1) 出願できる県立高等学園等は、第二次募集を実施する県立高等学園等の一つに限る。
- (2) 本県の県立支援学校高等学園及び県立特別支援学校高等部(知的障害)の第一次募集による合格者は、第二次募集に出願できない。

第4 入学の辞退（高等学園等）

合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届（様式第4号）により出身学校長を経て出願先の県立高等学園校長等に届け出る。

第5 その他（高等学園等）

1 共通学力検査教科別得点の簡易開示

共通学力検査教科別得点の簡易開示について、希望する受検者等は、受検した県立高等学園等に直接申し出ること。

なお、開示期間は合格発表日の翌日から1か月間とする。

2 共通学力検査及び諸検査等の実施上、配慮を要する者の取扱い

- (1) 出身学校長は、身体上のこと等で特に配慮を要する者が県立高等学園等に出願する場合、共通学力検査及び諸検査等について、事前に出願する県立高等学園校長等と電話等で連絡・調整の上、出願期間前のできるだけ早い時期に、県立高等学園校長等に受検上の配慮申請書（様式第8号-1）により申請する。
- (2) 受検上の配慮申請書（様式第8号-1）を受理した県立高等学園校長等においては、宮

城県教育委員会教育長と事前に協議の上、配慮することが妥当であることを認めた場合、配慮の内容を当該出身学校長に受検上の配慮通知（様式第8号-2）により通知する。